

パブリックコメントにおける御意見の概要
及びそれに対する農林水産省の考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準について、「農林水産省令で定める基準に適合していると認められることその他の要件に該当する」とあるが、意欲ある農業者が、その基準によって、貸し借りが妨げられないようにしていただきたい。</p>	<p>御意見の御趣旨を踏まえ、適切な運用がなされるようにしてまいりたいと存じます。</p>
<p>本規則案において、「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準」として、</p> <ol style="list-style-type: none">1．申請都市農地において生産された農産物等を当該申請都市農地が所在する地域又はこれに隣接する地域等における販売の用に供すること2．申請者が、申請都市農地において都市住民に農作業を体験させる等の取組を実施すること3．申請者が、申請都市農地において生産された農産物等を販売の用に供するとともに、当該申請都市農地を防災協力農地として用いること <p>等を定めることとなっているが、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1には、農産物としての販売だけでなく、調理しての提供を含めること・ 2には、一般市民から公募する体験農園だけでなく、学校農園を含めること・ 3には、防災協力農地だけでなく、福祉農園を含めることを要望する。	<p>1については、農産物をレストラン等に販売し、それを調理して消費者に提供する場合や、自ら農産物を調理して提供する場合も含まれるものと考えています。</p> <p>2については、いわゆる学童農園のような取組も含まれるものと考えています。</p> <p>3については、いわゆる福祉農園のような取組は2に含まれるものと考えています。</p>

都市農地（生産緑地）の保全と利用促進のため、貸し手および借りに齟齬がないように法律の趣旨と内容啓発が重要である。また、推進機関の役割分担を明確にした上で、推進体制の連携が必要である。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律は、基本的には貸し手・借りの当事者間の契約行為であり、農業委員会は、借りが申請する「事業計画」が、農地法3条による許可基準および貸借円滑化法の認定基準に照らして事業計画を審査し決定し、その後の適正な管理について、農地法30条に基づく管理状況調査を実施する。

市町村は、事業計画の申請から実施状況と報告について管理責任をもち、あっせん希望の相談に対応するという役割分担があると解釈する。

衆議院農水委員会付帯決議で、農業委員会等が農地の貸し手と借りのマッチングの役割を果たせるよう支援することとなっており、農業委員会の責務が大きくなっている。

このことは、貸し手および借り手双方から様々な相談を受けることとともに、両者の貸借期間終了後の契約満了時の返還条件の履行にもアドバイスする必要があることも予測される。

法律の円滑な推進のため、施行時に農林水産省から発出される運用通知に、下記事項について詳細に留意点を記すこと

(1) 認定基準には、花きおよび植木等を生産する農業者に於いても適合しやすい基準となるよう、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に配慮すること

(2) 契約書の内容について

イ 返還時の有益費について

ロ 返還時の原状回復について

運用通知の内容については、頂戴した御意見の御趣旨を踏まえて検討し、適切な運用がなされるようにしてまいりたいと存じます。

<p>八 契約事項に「相続を事由に賃借期間を解除する」旨は、明記できないこと</p> <p>(3) 法律施行規則案について 法律施行規則案に記載されている各条文の「等」について、運用通知により詳細に記述すること</p> <p>(4) 賃借料について 地域の他の農業者および固定資産税額とのバランスを考慮すること</p> <p>(5) 申請書等の様式の例示 イ 「申請書」および「事業計画」(第4条) ロ 「毎事業年度利用状況報告書」(第5条) ハ 「事業計画の変更申請書」(第6条第1項) ニ 「勧告書」および「認定取り消し通知書」(第7条) ホ 「貸借解除の届出書」(第8条の3)</p>	
<p>1 施行令の公表を受けた上で、施行規則案を十分に検討させていただいたかった。</p> <p>2 農業経営基盤強化促進法による権利設定とは異なり、借手農家等が事業計画書作成に先立ち都市農地を自ら確保する必要がある。この方式であると、貸借は円滑に進まないため、市街化調整区域と同様に市町村が双方の間に入りマッチングさせる仕組みが望ましい。</p> <p>3 法4条第2項第6号について、規則案では借手に対し農地法第3条の許可基準同様、全部効率利用要件を求めており、農業経営基盤強化促進法による権利設定よりハードルが高く、貸借の円滑な推進への支障が心配される。</p>	<p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令については、6月8日から7月7日まで、行政手続法に基づく意見公募を実施しています。</p> <p>法第13条第2項の規定に基づき都市農地を借りたい方からあっせん等を求められた市町村は、これに応ずるよう努めるものとされています。このため、市町村が中心となって農業委員会や地元の農協などと協力しながら、貸し手と借り手のマッチングを図っていくことが重要であると考えています。</p> <p>全部効率利用要件は、法第4条第2項第3号によるものであり、農業経営基盤強化促進法による利用権設定でも、同法第18条第3項第2号イにより、同等の要件が課されているところです。</p>

<p>貸付協定の内容について</p> <p>貸付協定の内容に、「防災協力農地」登録することを盛り込んでいただきたい。また、貸付協定の例を、ひな形として示していただきたい。大阪北部地震、西日本豪雨を機に自然災害への防災意識が高まっている。</p> <p>認定する事業計画には、「当該申請都市農地を防災協力農地として用いること」されています。同様の主旨で、「貸付協定」にも防災協力農地への登録を入れ認定の基準にすべきと考える。</p>	<p>事業計画の認定の要件である「都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること」の基準の1つとして防災協力農地の取組を想定しているところであり、必須取組ではありません。しかし、御指摘のように都市農地の防災機能の重要性から、市民農園開設者、農地所有者及び市町村の3者で締結する協定に任意で防災協力農地についての規定を加えていただくことも可能です。</p>
<p>法第4条第2項第6号に定める事業計画の記載事項として、施行規則案では、「認定を受けようとする者の賃借権等の設定を受けた後におけるその行う耕作の事業が、申請都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響」を定めることとされていますが、事業計画作成者が具体的に記載する内容が分かりにくいことが想定されます。</p> <p>そのため、影響の具体例など記載例を説明資料等で示していただきたい。</p>	<p>御意見の御趣旨を踏まえ、適切な運用がなされるようにしてまいりたいと存じます。</p>
<p>本規則案においては、「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準」として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．申請者が、申請都市農地において生産された農産物等を当該申請都市農地が所在する地域又はこれに隣接する地域等における販売の用に供すること 2．申請者が、申請都市農地において都市住民に農作業を体験させる等の取組を実施すること 3．申請者が、申請都市農地において生産された農産物等を販売の用に供するとともに、当該申請都市農地を防災協力農地として用いること <p>等を定める。</p>	<p>都市農業が有する機能の発揮に関する基準であり、人・農地プランに申請者が担い手として位置づけられていることは、都市農業が有する機能との関連が認められないことから、御提案の基準を追加することは難しいと考えています。</p>

となっております、

4. 申請者が、申請都市農地において生産された農産物等を販売の用に供するとともに、人・農地プランに担い手として位置づけられていることを追加するように要望します。

都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準について

- ・ 「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準」として「申請者が、申請都市農地において生産された農産物等を販売の用に供するとともに、当該申請都市農地を防災協力農地として用いること」としているが、販売の用に供することに限らず、幼稚園、保育園、福祉施設等への無償提供等を行っている場合においても、防災協力農地として提供の意思がある場合については、当該基準に該当させること。
- ・ 「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準」として「申請者が、申請都市農地において都市住民に農作業を体験させる等の取組を実施すること」としているが、福祉法人等が借り受け、利用者・入居者に農業体験をすることを可能とすること。

認定都市農地の利用状況の報告について

- ・ 毎事業年度の終了後3月以内に報告書を提出することとされているが、「3認定事業者の行う耕作の事業の実施状況」については、報告者の過度な負担となり貸借契約締結を阻害しないよう、簡便な確認にとどめること。

認定事業計画の認定の取り消しについ

借りた農地の全てを効率的に利用し、生産した農産物を幼稚園、保育園、福祉施設等の不特定多数の方に全て無償で提供することは一般的ではないため、実情をみて判断したいと考えます。

頂戴した御意見の御趣旨を踏まえ、適切な運用がなされるようにしてまいりたいと存じます。

て

- ・ 認定事業者が法第7条第2項において、市町村長は、農業委員会の決定を経て認定を取り消すことができるとし、その旨を所有者に書面にて通知するとされているが、認定の取り消しは、相続税納税猶予の打ち切りにつながることもなるので、市町村からの形式的、一方的な通知とならないようにすること。

事業計画について

- ・ 事業計画において第四条2項五号「～耕作の事業の内容」等を記載することとされているが、事業計画に記載する内容が詳細になればなるほど、軽微な変更が増え、市町村長に届け出るための事務負担が増え、農地所有者・都市農業者が意欲を失くし、貸借が進まないことも想定される。そのため、作物名や本数等詳細な記載は求めないこと。

法第4条第3項第4号について

「…賃貸借又は使用貸借に解除をする旨の条件が、書面による契約において…」とあるが、所有者にとって貸したら法定更新がなく、確実に返還されることを担保するため、契約要件等を整備する必要がある。

法第4条第3項第5号について

「…地域の農業における他の農業者との適切な役割分担…」とあるが、他の農業者との適切な役割分担とはどのような事が明らかにすること。

事業者が法人の場合は法人番号についても提出するのが望ましいと思われるので、その様に変更すべきと思われる。

法人番号については、必ずしもすべての市区町村において必要となる情報とは限らないので、画一的に求めることは考えておりません。

	<p>なお、市区町村の判断で認定等の業務の適正かつ円滑な実施に必要な範囲であれば、法人番号の提出求めることは可能です。</p>
<p>本規則における基準は、次のような趣旨とすべきと考える。あるいは、平成30年7月付農林水産省「施行規則案の概要」2(3)～に、この趣旨を追加する形もあろうかと考える。</p> <p>「申請都市農地が、市町村の計画（都市農業振興地方計画、緑の基本計画等）において、農業の適切な継続が求められている農地として位置づけられているものであること。」</p>	<p>生産緑地なので、御提案の趣旨は基準に設けるまでもなくおりこまれていると考えます。</p>